

各 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
運営事業者の代表者及び管理者・施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田 正寿（公印省略）

「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について（通知）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日付けで国の有料老人ホーム標準指導指針が改正されました。

これに伴い、本県では、国の改正を踏まえて、下記の要旨のとおり、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「県指導指針」という。）を改正し、本日付けで適用することといたしました。

各有料老人ホーム事業者の各位及び各施設長様におかれましては、改正後の県指導指針の基準を踏まえ、有料老人ホームの適切な運営に努めていただきますよう、お願いします。

なお、改正後の県指導指針の本文及び関係資料につきましては、埼玉県ホームページの「さいたま介護ねっと」を御確認ください。

○ホームページ:埼玉県ホームページ「さいたま介護ねっと」で検索
⇒ページトップの、7月26日付け新着情報をクリック、
⇒又は「サービス事業者の方へ」→「11. 有料老人ホーム等の高齢者福祉施設向け情報」→「有料老人ホームの指針・届出等」を参照

<改正の要旨>

国の標準指導指針の改正に伴う県指導指針の基準の改正内容

- ① 介護に直接携わる職員（無資格者）の認知症介護基礎研修に関する規定を新設（指針の7（2）二を参照）※3年の経過措置あり
- ② 職場におけるハラスメント等への対応に必要な措置を講じるよう明記（指針7（3）二を参照）
- ③ 業務継続計画の策定等に関する規定を新設（指針8（5）イ～ハを参照）※3年の経過措置あり
- ④ 非常災害対策に関する規定を新設（指針8（6）イ及びロを参照）
- ⑤ 衛生管理等に関する規定を新設（指針8（7）イ～ハを参照）※3年の経過措置あり
- ⑥ 運営懇談会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨を明記（指針8（11）を参照）
- ⑦ 適切な方法により毎日1回以上安否確認等を実施するよう明記（指針9（1）五を参照）
- ⑧ 虐待防止に関し、委員会の定期的な実施、指針の整備、研修の実施、担当者の配置について明記（指針9（4）ロ～ヘを参照）※3年の経過措置あり
- ⑨ 身体拘束等の適正化に関し、委員会の定期的な実施（テレビ電話装置等の活用も可）、指針の整備、研修の実施について明記（指針9（7）イ～ハを参照）
- ⑩ 前払金の保全措置について、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームにおいても、令和3年4月1日以降の新規入居者については必要な保全措置を講じなければならないことを明記（指針11（2）二を参照）

- ⑪ 着工時において相当数の者の入居が見込まれない場合の前払金の返還金債務の保証等について削除（指針11（2）八を削除）
- ⑫ 保証に関し、民法の規定に従うよう明記（指針12（2）七を参照）
- ⑬ 事故発生の防止のための委員会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨と事故発生の防止のための措置を講じる担当者を配置する旨を明記（指針12（8）三及び四を参照）※6月の経過措置あり
- ⑭ 電磁的記録等に関する規定を新設（指針15（1）及び（2）を参照）

県独自の基準の改正内容

- ① 一般居室、介護居室及び一時介護室の入居者1人当たりの床面積の定義を変更（指針5（9）一イを参照）
- ② 中廊下の定義を明記（指針5（9）五イを参照）

担 当：施設・事業者指導担当 根岸

TEL：048-830-3254